

ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、エネルギーの地産地消を推進するため、ふじのくにエネルギー地産地消推進事業を行う市町、中小企業者及び非営利団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「ふじのくにエネルギー地産地消推進事業」とは、次のいずれかに該当する事業をいう。
 - ア バイオマス熱利用若しくはバイオマス発電、小水力発電又は温泉熱利用、温泉熱発電若しくは温泉付随ガス熱利用・発電のための設備の導入に必要な計画の作成又は調査を行う事業（以下「可能性調査事業」という。）
 - イ バイオマス熱利用若しくはバイオマス発電、小水力発電又は温泉熱利用、温泉熱発電若しくは温泉付随ガス熱利用・発電のための設備を導入する事業（以下「設備導入事業」という。）
- (2) この要綱において「バイオマス熱利用」とは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号。以下「政令」という。）第1条第2号に規定するバイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱を得ることに利用することをいう。
- (3) この要綱において「バイオマス発電」とは、政令第1条第6号に規定するバイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用することをいう。
- (4) この要綱において「小水力発電」とは、政令第1条第9号に規定する水力を発電に利用することをいう。
- (5) この要綱において「温泉熱利用」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 温泉の熱をヒートポンプの熱源として利用すること。
 - イ 温泉の熱を給湯、暖房その他の知事の認める用途の熱源として利用すること（アに掲げるものを除く。）。
- (6) この要綱において「温泉熱発電」とは、温泉の熱を発電に利用することをいう。
- (7) この要綱において「温泉付随ガス熱利用・発電」とは、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスを、熱を得ること、発電又はそのいずれにも利用することをいう。
- (8) この要綱において「市町」とは、県内の市町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）をいう。
- (9) この要綱において「中小企業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であつて、県内に主たる事業所又は住所を有するもの
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項の中小企業団体、特別の法律によって設立された組合又はその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が県内に主たる事業所又は住所を有する者であり、かつ、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に該当する者であるもの

ウ 一般社団法人又は一般財団法人であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が県内に主たる事業所又は住所を有する者であり、かつ、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に該当する者であるもの

(10) この要綱において「非営利団体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

イ 土地改良区

ウ 県内の市町がその資本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する法人

エ 自治会その他の団体又は個人で構成された団体であって、次のいずれにも該当するもの

(ア) 営利を主たる目的とせず、公益性があること。

(イ) 団体構成員間の親睦を主たる目的とするものでないこと。

(ウ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

(エ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ その他必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費について経費の区分ごとの配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内にお

いて、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他必要と認める書類

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ その他必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除し

て得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成28年3月29日告示第392号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成30年3月30日告示第233号)

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和元年7月1日告示第125号の2)

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和3年3月26日告示第279号)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後のそれぞれの告示の規定及び様式は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日告示第278号の5)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第232号)

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年3月29日告示第251号）

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則（令和7年3月31日告示第255号の8）

この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表1 可能性調査事業

(1) ふじのくにフロンティア推進区域等（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）内における設備の導入に必要な計画の作成又は調査を行う場合

対 象 と す る 経 費	補 助 率（額）
可能性調査事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 委託費 調査、分析及び基本設計の委託に係る経費 (2) 使用料 調査及び分析に必要な機器若しくは設備の借用又は外部の施設の利用に係る経費 (3) 謝金又は旅費 可能性調査事業に係る外部の専門家に対する謝金又は旅費 (4) その他の経費 (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める経費	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、300万円を限度とする。

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

(2) (1)に該当しない場合

対 象 と す る 経 費	補 助 率（額）
可能性調査事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 委託費 調査、分析及び基本設計の委託に係る経費 (2) 使用料 調査及び分析に必要な機器若しくは設備の借用又は外部の施設の利用に係る経費 (3) 謝金又は旅費 可能性調査事業に係る外部の専門家に対する謝金又は旅費 (4) その他の経費 (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める経費	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、225万円を限度とする。

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

別表2 設備導入事業

(1) ふじのくにフロンティア推進区域等内において、設備を導入する場合

補助の対象			補助率（額）
導入する設備	規模の要件	対象とする経費	
バイオマス熱利用のための設備（知事が別に定めるものを除く。）	出力20キロワット相当以上1,000キロワット相当以下	導入する設備欄に掲げる設備の整備に要する経費のうち、次に掲げるもの	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、4,500万円を限度とする。
バイオマス発電のための設備	メタン発酵ガス発電設備	(1) 詳細設計費 事業に必要な機械装置等の設計に要する経費 (2) 機械装置等購入費 事業に必要な機械装置等の購入、製造、改修、据付け等に要する経費（土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。） (3) 工事費 事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費（建屋の新築、増築等に係る経費を除く。）	左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、1億9,500万円を限度とする。
	木質バイオマス発電設備（知事が別に定めるものを除く。）		左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、1億9,500万円を限度とする。
	廃棄物発電設備		左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、1億5,000万円を限度とする。
小水力発電のための設備	出力20キロワット以上200キロワット以下		左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、4,500万円を限度とする。
温泉熱利用のための設備、温泉熱発電のための設備又は温泉付随ガス熱利用・発電のための設備	出力20キロワット相当以上		左に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、4,500万円を限度とする。

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

(2) (1)に該当しない場合

補助の対象			補助率（額）
導入する設備	規模の要件	対象とする経費	
バイオマス熱利用のための設備（知事が別に定めるものを除く。）	出力20キロワット相当以上1,000キロワット相当以下	導入する設備欄に掲げる設備の整備に要する経費のうち、次に掲げるもの	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、2,250万円を限度とする。
バイオマス発電のための設備	メタン発酵ガス発電設備	出力20キロワット以上100キロワット以下	(1) 詳細設計費 事業に必要な機械装置等の設計に要する経費
	木質バイオマス発電設備（知事が別に定めるものを除く。）	出力20キロワット以上1,000キロワット以下	(2) 機械装置等購入費 事業に必要な機械装置等の購入、製造、改修、据付け等に要する経費（土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。）
	廃棄物発電設備		(3) 工事費 事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費（建屋の新築、増築等に係る経費を除く。）
小水力発電のための設備	出力20キロワット以上200キロワット以下		左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、2,250万円を限度とする。
温泉熱利用のための設備、温泉熱発電のための設備又は温泉付随ガス熱利用・発電のための設備	出力20キロワット相当以上		左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、2,250万円を限度とする。

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。